

第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

1 開催日時

令和3年1月14日（木） 開会 午後3時 閉会 3時50分

2 開催場所

庁議室

3 出席者

本部長：市長、副本部長：副市長、教育長

本部員：企画部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、

こども子育て部長、都市整備部長、消防長、教育部長、議会事務局長、

監査委員事務局長、尾張旭市長久手市衛生組合事務長、総合推進室長

4 議事の要旨

1 情報共有

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域の変更について

・新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、1月7日に首都圏の一都三県に緊急事態宣言を発出したが、1月13日に緊急事態措置を実施すべき区域の変更を行った。

・緊急事態宣言を実施すべき区域は東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県とする。

・期間については、令和3年1月8日（栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県については、同月14日）から2月7日までとする。

(2) 愛知県・緊急事態措置について

・1月7日に発出された緊急事態宣言と同様の内容である。

・国の基本的対処方針に基づき、直ちに緊急事態措置を講じることとし、飲食店等に対する営業時間の短縮要請及びイベントの開催制限については、1月18日からの実施とする。

2 議題

(1) イベント等の中止及び延期について

・国の基本的対処方針、愛知県の緊急事態措置の内容及び近隣市町の状況を踏まえ、本市のイベント等の開催については次のとおりとする。

(ア) 感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、比較的少人数のイベント等については感染防止対策を講じた上で開催する。

(イ) 人数は屋外・屋内5,000人以下、屋内にあっては、収容定員の50%

以内、屋外にあっては、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2 m）する。

(2) 公共施設の利用制限について

・国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で次のとおり運用する。

(ア) 施設の利用時間は、最大で午後8時までとする。

(イ) 人数上限は、定員の概ね50%以下とする。

(ウ) 施設内の飲食については、極力避けるよう案内する。

(エ) これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取り扱いについては、当面の間、継続する。

(オ) 対象期間は、1月18日（月）から2月7日（日）までとする。

・本日決定したイベント等についての方針については、市民に発信していく。

3 報告事項

ワクチン接種推進室の設置について

・ワクチン接種の準備を迅速かつ確実に進め、円滑な接種環境を整備するため、1月25日（月）付けで、「ワクチン接種推進室」を設置する。

(ア) 保健福祉センター内に設置する。

(イ) 国や県、医療機関等との調整、市民への案内送付、予防接種台帳システムの運用、接種会場の整備、資材確保、各種相談の受付等を行う。

(ウ) 室長を含め8名の職員を配置（他課等との兼務を含む）する。

4 その他

・広報誌、ホームページ、メール配信、広報車等により、市民に向けての感染拡大防止の呼びかけを今まで以上に行っていく。

・生涯学習フェスティバル（2月13日～3月7日）については、冠を取り感染予防対策を十分に行い実施可能な事業は実施する。オンラインに変更可能な事業は変更して実施する。オンラインが不可能な事業については、事業として延期が可能であれば延期する。（又は中止）

・2月16日～2月26日に予定されていた確定申告のための無料税務相談は、飛沫防止用パネルの設置、検温、会場の換気、消毒液の設置等を実施したうえで、人数制限を行って実施予定としている。